（労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第三条　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁厚生労働省告示第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「第五条の二第二項」を「第五条第一項第一号ロ」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二第一項中「第五条第五項第三号」を「第五条第七項第三号」に改める。

（労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項の一部改正）

第四条　労働金庫法施行規則第百十四条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項（平成十九年金融庁厚生労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第八号中「第五条第五項第三号」を「第五条第七項第三号」に改める。

○金融庁農林水産省告示第十号

農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）第一条の十第十一項第五号及び第十条並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省農林水産省令第一号）第十五条の五第二項、第十六条第二項及び第四項並びに第十七条第一項の規定に基づき、合算関連法人等から除かれる者として農林水産大臣及び金融庁長官が定める者等を次のように定め、平成二十六年十二月一日から適用する。

平成二十六年十月二十二日

金融庁長官　細溝　清史
農林水産大臣　西川　公也

（合算関連法人等から除かれる者）

第一条　農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（以下「命令」という。）第十五条の五第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいい、これに類似するもので外国に所在するものを含む。）に上場されている有価証券の発行者又は同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿（これに類似するもので外国に備えられるものを含む。）に登録されている有価証券の発行者

二　他の法人等（農業協同組合法施行令（以下「令」という。）第一条の十第一項第一号ロに規定する法人等をいう。）の子会社（同条第四項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）又は子法人等（命令第十条第二項に規定する子法人等をいい、子会社に該当するものを除く。）（前号に掲げる者を除く。）

三　組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会をいう。以下同じ。）であって連結自己資本比率（農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分等を定める命令（平成十二年総理府農林水産省令第十三号）第一条第四項に規定する連結自己資本比率をいう。次号において同じ。）を算出するもの及びその子会社等（法第十一条の四第二項に規定する子会社等をいう。以下この号において同じ。）又は当該組合の子会社等が行う信用の供与等（同条第一項本文に規定する信用の供与等をいう。以下同じ。）の額が、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年金融庁農林水産省告示第二号。以下「自己資本比率告示」という。）第十条の算式における当該組合の自己資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者（前二号に掲げる者を除く。）

四　組合であって連結自己資本比率を算出しないものが行う信用の供与等の額が、自己資本比率告示第二条の算式における当該組合の自己資本の額に百分の五を乗じて得た額に満たない者（第一号又は第二号に掲げる者を除く。）

五　同一人自身（令第一条の十第一項に規定する同一人自身をいう。第七条第八号において同じ。）の破綻によりその者が連鎖的に破綻する見込みがないことが明らかである者（前各号に掲げる者を除く。）

（債務の保証）

第二条　命令第十六条第二項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、自己資本比率告示第四十九条第一項の表百の項の中欄七に掲げるオフ・バランス取引（一般的な債務の保証に限り、取引対象資産が貸借対照表に計上されるものを除く。）とする。

（債務の保証以外のオフ・バランス取引等）

第三条　命令第十六条第四項の農林水産大臣及び金融庁長官が別に定めるものは、次に掲げる取引とする。

一　自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項から百の項まで及び同条第二項の表の中欄に掲げるオフ・バランス取引（前条に該当するものを除く。）

二　自己資本比率告示第五十条第一項本文の先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引（第七条第六号において「派生商品取引」という。）及び自己資本比率告示第五十条第二項に規定する長期決済期間取引

三　自己資本比率告示第二百二十六条第一項各号に掲げるオフ・バランス取引（オフ・バランス取引等の信用の供与等の額の算出方法）

第四条　前二条に定めるものの信用の供与等の額は、自己資本比率告示の規定により算出される与信相当額（当該信用の供与等の額が命令第十六条各項に規定する貸借対照表の勘定に計上される場合においては、当該信用の供与等の額を除く。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、自己資本比率告示第四十九条第一項の表零の項の中欄に掲げるオフ・バランス取引に係る信用の供与等の額は、当該オフ・バランス取引に係る想定元本額（見かけの額ではなく、その取引の経済効果を反映した額をいう。）に百分の十を乗じて得た額とする。

（外国政府等）

第五条　令第一条の十第十一項第五号の主務大臣の定めるものは、次に掲げる外国政府等（外国政府、外国の中央銀行及び国際機関をいう。以下この条において同じ。）とする。

一　当該外国政府等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第二十七条第一項各号の表中零パーセントであるもの

二　当該外国政府等向けエクスポージャーのリスク・ウェイトが自己資本比率告示第二十八条及び第三十一条第二項の規定により零パーセントであるもの

（金融機関間取引）

第六条　命令第十七条第一項各号列記以外の部分の農林水産大臣及び金融庁長官が定める者は、次に掲げる者とする。

一　銀行

二　長期信用銀行

三　株式会社商工組合中央金庫

四　信用金庫及び信用金庫連合会

五　信用協同組合及び協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号及び第二号の事業を併せ行うものに限る。）